

民生委員費

345 万円
(前年度:322万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

民生委員の活動を支えます。

・民生委員活動事業

民生委員64人の活動費です。

活動費(報償費)	223 万円
活動旅費	24 万円
民生委員協議会活動助成金	92 万円
活動に伴う消耗品等	6 万円



財源

国県支出金	268万円
市の負担額	77万円

社会福祉大会費

35 万円
(前年度:36万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

市社会福祉大会を開催します。

(委託先:滑川市社会福祉協議会)

- ・社会福祉事業功労者の表彰を行います。
- ・高額寄付者(30万円以上)の方に感謝状を贈呈します。

表彰記念品	7 万円
開催委託料	23 万円
額など消耗品等	5 万円

財源

市の負担額	35万円
-------	------

社会福祉事業振興費

2,409 万円
(前年度:2,779万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

社会福祉事業の振興を図ります。

- ・市社会福祉協議会が実施している地域福祉活動等の事業を支援します。
- ・市社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンター及びケアネットセンターの運営を支援します。

- 【1】 社会福祉団体活動等に対する補助
社会福祉団体の活動及び地区社協で開催する敬老会に対し、支援します
296 万円

- 【2】 市社会福祉協議会 職員等設置補助
社会福祉事業を実施する市社会福祉協議会における職員設置及び事務局の庁舎使用料に対し、支援します

- ・社会福祉活動専任職員等設置補助
1,359 万円
- ・庁舎使用料
72 万円

- 【3】 ボランティアの振興に対する補助
市社会福祉協議会内に設置しているボランティアセンターに対し、支援します
- ・ボランティアコーディネーター設置補助
96 万円

- ・ボランティアセンター運営費等補助
35 万円

- ①ボランティアセンターの運営費
- ②ボランティアの集い開催費
- ③ボランティア活動体験講座開催費
- ④ボランティア保険加入助成事業
- ⑤災害救援ボランティア活動支援事業

- 【4】 地域福祉推進事業に対する補助
地域における福祉のまちづくり事業に対し、支援します
134 万円

- ・総合相談センター運営費補助
- ・福祉出前講座開催補助
- ・広報誌発行費補助
- ・車椅子移送車貸出事業補助

- 【5】 福祉見回り隊育成事業に対する補助
地区社協との連携し、住民の参加とケアネット・福祉見回り隊育成事業に対し、支援します

- ・ケアネットコーディネーター設置費補助
227 万円
- ・ケアネット・福祉見回り隊に係る補助金
190 万円

財源

その他(基金の利子)	7万円
市の負担額	2,402万円

民生費

遺族等援護費

24 万円

(前年度:26万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

戦争でなくなられた方々を追悼するため、市主催の追悼式を開催するほか、ご遺族が慰霊祭に参列する際の費用を助成します。

- ・市戦没者追悼式の開催費用 17 万円
- ・慰霊祭参拝助成 7 万円



財源

市の負担額

24万円

生活困窮者等援護費

508 万円

(前年度:594万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

経済的に困窮している方に対し、主に経済的な自立を支援するほか、市独自の援護（歳末慰問金の支給・医療費の助成）を行います。

- ・生活困窮者自立支援事業 418 万円
経済的な自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施します。
(委託先:福)富山県社会福祉協議会)
 - ・自立相談支援事業
 - ・就労準備支援事業
 - ・一時生活支援事業
 - ・住宅確保給付金
- ・成年後見人の選任費用の助成 8 万円
- ・歳末慰問金の支給 69 万円
- ・旅費や医療費の助成 13 万円

財源

国県支出金

306万円

市の負担額

202万円

生活安定資金融資事業費

300 万円

(前年度:300万円)

(担当:商工水産課商工労政係)

市内勤労者の日常生活における想定外の出費に対し、融資を行います。

- ・生活安定小口資金預託金 300万円
本融資制度の取り扱い金融機関（北陸労働金庫）に預託します。

預託とは…長期・固定で低利の融資を行うため、金融機関と連携して融資制度を策定し、その金融機関に融資資源の一部を預け入れること



財源

その他（回収資金）

300万円

地域見守り連携強化事業費

20 万円

(前年度: 22万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

民生委員、自治会、市、市社会福祉協議会等による地域見守り連携会議・全体研修会を開催します。

- ・地域見守り連携会議・全体研修会の開催費用
(民生委員、自治会、老人クラブなど) 9 万円
- ・ご近所見守りチェックリストの作成 11 万円

財源

市の負担額

20万円

【一部新】地域自殺対策事業費 22 万円
(前年度:14万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

自ら命を絶つことを減らすための自殺対策計画を策定します。また、若年層を中心とした自殺予防の普及啓発や自殺対策を推進するゲートキーパーを養成します。

- ・若年層への普及啓発のための配布用リーフレットや冊子の購入 8 万円
- ・ゲートキーパー養成研修の開催 6 万円
- ・【新】滑川市自殺対策計画の策定 8 万円

財源

国県支出金	13万円
市の負担額	9万円

国民健康保険事業特別会計繰出金 2億829 万円
(前年度:2億4,016万円)

(担当: 市民課医療保険係)

事務費や、国民健康保険税を軽減した分などを一般会計から国民健康保険事業特別会計へ支払います。

- ・事務費分 6,987万円
- ・国民健康保険強化助成費 646万円
- ・保険基盤安定負担分 1億1,757万円
- ・出産育児一時金繰入相当分 560万円
- ・財政安定化支援事業繰入金相当分 879万円

財源

国県支出金	8,817万円
市の負担額	1億2,012万円

社会福祉事務費 102 万円
(前年度: 96万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

社会福祉に関する事務を行います。

- ・「滑川市の福祉」の発行 16 万円
市の福祉施策や事業の内容が一覧できる冊子を製作し、配布しています。
- ・避難行動要支援者支援システムの保守委託及び地図データ更新 30 万円
災害時に支援を要する方々の情報を管理するシステムの保守料です。
- ・社会を明るくする運動 啓発グッズの購入 26 万円
(旧更生保護推進費から事業移行)
- ・その他事務費 30 万円

財源

国県支出金	11万円
市の負担額	91万円



民生費

自立支援給付費

4億9,850 万円
(前年度: 4億9,650万円)

(担当: 福祉介護課社会福祉係)

障がい者(児)が、介護や訓練、能力を向上するためのサービスを利用した場合、そのサービスの提供に必要な費用を支給します。また、身体障がい者(児)が生活をする上で必要な補装具の購入や修理費用を支給します。

(※旧自立支援給付費、障害児通所給付費・補装具費の3事業を統合)

○障害福祉サービス給付費 4億5,000万円

- ・障がい者が利用できるサービス
主に入浴・排せつ・食事等の介護を受ける「介護給付」や生活や就労のための訓練を受ける「訓練給付」などがあります。

○障害児通所給付費 4,200万円

- ・障がい児が利用できるサービス
未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」や就学中の障がい者が放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等を行う「放課後等デイサービス」があります。

○補装具給付費 650万円

身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするための補装具の購入・修理費用を支給します。

＜補装具の例＞

肢体不自由…義手、義足、装具、車椅子等
視覚障害…盲人安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚障害…補聴器

※所得に応じて1割の自己負担があります。
ただし、負担が大きくなりすぎないように、1ヶ月当たりの負担の上限額が設定されます。

財源

国県支出金	3億7,387万円
市の負担額	1億2,463万円

自立支援医療費等給付費 1,611 万円

(前年度: 1,631万円)

(担当: 福祉介護課社会福祉係)

身体に障がいがあり、手術や、その他の治療によって障がいの改善や苦痛の軽減が見込める方に対して、医療費の一部を支給します。

- ・更生医療費 220 万円
18歳以上の方で、身体障害者手帳に記載されている障がいに関する手術等の医療費の一部を支給します。

例) 冠動脈バイパス移植術(心臓機能障害)
腎移植後の抗免疫療法(腎臓機能障害)

- ・育成医療費 100 万円
18歳未満で障がいや病気があり、手術等の治療で障がいの改善が期待できる方に対して、手術等の医療費の一部を給付します。

例) 先天性耳奇形(聴覚障害)
口蓋裂等形成術治療(言語障害)

- ・療養介護医療費 1,280 万円
医療と常時介護を必要とする方の機能訓練、療育上の管理、日常生活上の世話等のほか、療養介護医療費の一部を給付します。

- ・その他 11 万円

財源

国県支出金	1,200万円
市の負担額	411万円

相談支援事業費

208 万円

(前年度: 209万円)

(担当: 福祉介護課社会福祉係)

障がい者や障がい児の保護者などからの相談に應じるほか、障がい者(児)の権利の擁護に必要な援助を通じ、地域における自立した日常生活・社会生活を支援します。

- ・事業の委託料(委託先: 福)新川会) 208 万円

※滑川・中新川地区の4市町村で共同委託をしており、各市町村の人口・障がい者数(手帳保持者数)により負担額を按分しています。



財源

市の負担額	208万円
-------	-------

【一部新】重度障害者等医療給付費

1億1,697 万円
(前年度:1億1,665万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

【障Ⅰ】0～64歳までの「身体障害者手帳1・2級」又は「療育手帳A」所持者の医療費の一部を助成します。

【障Ⅱ】65歳以上の次の①又は②に該当する障がい者の医療費（健康保険の自己負担額）を助成します。

①65歳以上の「身体障害者手帳1～4級の一部」、「療育手帳A」又は「精神障害者保健福祉手帳1、2級」所持者等で後期高齢者医療制度に加入している方

②65～69歳までの「身体障害者手帳4級の一部～6級」又は「療育手帳B」所持者

区分	等級	0～64歳	65～69歳	70歳～
重度	身体障害者手帳 1級・2級	○全額助成	○全額助成 自己負担分を、いったん医療機関にお支払いになり、領収書を市に提出いただいたのち、市から還付します	
	療育手帳 A			
	精神障害者保健福祉手帳 1級			
	障害年金 1級等			
中度	身体障害者手帳 3級 4級の一部(※1)		※ 中度で現役並み所得（医療費の負担割合が3割）者の方は、医療費の2割分のみ助成となります。	
	精神障害者保健福祉手帳 2級			
	障害年金 2級等			
	身体障害者手帳 4級の一部(※1以外) 5級・6級			
軽度	療育手帳 B		○一部助成 所得に応じて自己負担額が2割又は3割となります。	

- ・「※1」とは、4級の音声・言語機能障がい及び下肢4級の1号、3号、4号の方です。
- ・65歳～74歳の重度及び中度の障がいの方が助成を受ける場合には、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。
- ・所得制限（世帯の前年分の合計所得金額が1,000万円未満）があります。

◇ 医療費のを助成するための経費 1億1,600万円

◇ 【新】福祉医療費請求書の電子データ化するためのシステム改修の経費 49万円

医療機関の窓口で提出していた福祉医療費請求書に関する事務を電子データ化することで、窓口での請求書の提出を不要とするほか、助成額の管理の適正化・効率化を図ります。



◇ 一般事務費 49万円

財源

国県支出金	4,724万円
その他（高額療養費分）	2,200万円
市の負担額	4,773万円

民生費

地域生活支援事業費

1,606 万円

(前年度:1,738万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

障がい者(児)がその能力や適性に応じ、地域において自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種の事業を通じて支援します。

(※1は、重度身体障害者対策費から事業移行 ※2は、旧心身障害者(児)援護費から事業移行)

- 障がい者・家族レクリエーション大会の開催 7 万円
障がい者が、他の障がい者や家族・ボランティア等と共にレクリエーションを行うことで、親睦を深めるとともに社会参加を促すことを目的に開催します。
- 成年後見制度利用支援事業 41 万円
障がい者の権利擁護を図るため、法定後見人等の申請費用の一部や報酬を助成します。
- 日常生活用具給付等事業 750 万円
日常生活を容易にするための用具を給付又は貸与します。
- 移動支援事業 19 万円
外出が困難な障がい者が買い物等の外出を行う際に付添い等の支援を行います。
- 日中一時支援事業 70 万円
障がい者の一時的な日中活動の場を確保し、介護者の就労活動や休息を支援します。
- 全国障害者スポーツ大会派遣選手への激励(※2) 2 万円
全国障害者スポーツ大会に参加する選手に対し、激励費をお渡しします。
- 障害者就労事業所見学会の開催(※2) 2 万円
障がいを持つ高校生の保護者を対象に、障害福祉サービス事業所(就労系)の見学会を開催し、卒業後の進路に関する情報提供などを行います。
- 障害福祉サービス事業所等への交通費の一部助成(※2) 112 万円
障害福祉サービス事業所(就労系・児童発達支援センター)に通所(園)する際の交通費の一部を助成します。
- 軽度・中度難聴児補聴器購入費の一部助成(※2) 14 万円
補装具の支給対象とならない軽度～中度難聴の児童が補聴器を購入する際の費用の一部を助成します。
- 生活訓練事業・生活支援事業 30 万円
知的障がい者や精神障がい者を対象に、日常生活において必要な訓練(マナーの習得・料理の仕方など)を実施します。
- 地域活動支援センターⅠ型事業費補助金 508 万円
精神障がい者の日中活動を支援する事業所に対し、運営費の一部を補助しています。
〔滑川・中新川地区の4市町村で共同して補助します。〕
- 声の広報事業 3 万円
視覚に障がいのある方が市政の情報に触れる機会を確保するため、「広報なめりかわ」の内容をテレホンサービスでお伝えします。
- 身体障害者リハビリ教室(温泉療養)参加費の一部助成(※1) 5 万円
- 更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付(※2) 23 万円
障害福祉サービス事業所で自立訓練又は就労移行支援を利用する際の費用の一部を給付します。
- 運転免許取得・自動車改造費用の一部助成(※2) 20 万円
障がい者が運転免許を取得する場合や、身体障がい者が自動車の手動装置等の一部を改造する際の費用の一部を助成します。



財源

国県支出金	822万円
市の負担額	784万円

障害者福祉券給付費 411 万円

(前年度:438万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

障がい者(児)の生活保持や外出機会の確保を図るため、市内の浴場や理美容店で使える利用券やタクシー・コミュニティバスの利用券を配布します。

- 福祉利用券の配布 250 万円
対象：障害者手帳（身体障害者手帳4級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者及び傷痍軍人
- 福祉タクシー利用券の配布 124 万円
対象：障害者手帳（身体障害者手帳2級以上と3級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）所持者
- 障害者のるMyCar乗車券 24 万円
対象：障害者手帳所持者
※福祉タクシー利用券と障害者のるMyCar乗車券は、選択制で配布
- 事務費（印刷代） 13 万円

財源

市の負担額

411万円

ことばの教室開設費 36 万円

(前年度:37万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

未就学児童を対象に、発音の誤りやことばの発達についての相談や指導を行います。

- 指導員手当 35 万円
- その他事務費 1 万円



財源

市の負担額

36万円

知的障害者更生施設建設補助金 173 万円

(前年度:182万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

日常生活を送るうえで介護などの支援が必要な障がい者の入所施設の建設費の一部を補助することにより、障がい者が安心して暮らせる場所づくりを推進します。

- (補助先)
- 社会福祉法人新川会（四ツ葉園） 163 万円
 - 社会福祉法人セーナー苑（セーナー苑） 10 万円



財源

市の負担額

173万円

特別障害者手当等支給事業費 732 万円

(前年度:785万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

心身に著しく重度の障がいを持つ方に手当を支給します。

- 特別障害者手当分 483 万円
対象：在宅の20歳以上の方であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
月額 26,810円 対象見込：15人
- 障害児福祉手当分 227 万円
対象：在宅の20歳未満の方であって、重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方
月額 14,580円 対象見込：13人
- 経過的福祉手当分 18 万円
対象：制度改正前の福祉手当の受給資格を有していた方で、特別障害者手当や障害基礎年金を受けることができない方
月額 14,580円 対象見込：1人
- 事務費（郵便料など） 4 万円

財源

国県支出金

546万円

市の負担額

186万円

民生費

心身障害者（児）年金 958 万円 (前年度:941万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

心身に障がいのある方の生活の向上と福祉の増進を図るため、年に1回、年金を支給します。

- 心身障害者年金分 945 万円
【支給概要】
身体障害1級、精神障害1級、知的障害A
支給額:12,500円 対象見込:265人
身体障害2級、精神障害2級
支給額:10,500円 対象見込:221人
身体障害3級、精神障害3級、知的障害B
支給額:9,300円 対象見込:410人
- 心身障害児年金分 12 万円
【支給概要】
身体障害1・2級、精神障害1・2級、知的障害A
支給額:14,500円 対象見込:0人
身体障害3～5級、精神障害3級、知的障害B
支給額:12,000円 対象見込:10人
- 事務費(封筒印刷代) 1 万円

財源

市の負担額 958万円

重度身体障害者対策費 335 万円 (前年度:366万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

在宅で生活する重度の身体障がい者(児)が、安全・快適に日常生活を過ごせるよう、各種の助成等の支援を行います。

- 寝具の丸洗い・乾燥サービス 5 万円
- 住宅改修費用の一部助成 210 万円
- おむつ等購入費用の一部助成 120 万円



財源

国県支出金 135万円
市の負担額 200万円

在宅障害者（児）介護福祉手当支給事業費 48 万円 (前年度:48万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

重度の心身障がい者(児)を在宅で常時、かつ引き続き3ヶ月以上の期間において介護する方に対し、その労をねぎらうために手当を支給します。

- 手当の支給費用 48 万円

1月あたり4,000円を毎年4月及び10月に支給します。

対象見込:10人

財源

市の負担額 48万円



【一部新】みんなの手と手で育む手話のまちづくり事業費

517 万円

(前年度:245万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

手話を使って安心して元気に暮らすことのできるまちを目指し、手話への理解の促進や手話の普及に関する施策を実施します。

- ・滑川市手話施策推進会議の開催 3 万円
本市の手話に関する施策の方針を定めるとともに、施策の推進状況を点検するための会議を開催します。
- ・【新】専任手話コーディネーターの設置 303 万円
聴覚障がい者への手話通訳による窓口対応や各種手話施策の推進のための業務にあたる専任手話通訳者を 1 名設置します。
- ・手話奉仕員養成研修の実施 80 万円
聴覚障がい者との交流促進を図ることなどを目的に、日常会話程度の手話技術を習得する“手話奉仕員”を養成します。
- ・ミニ手話講座の開催 25 万円
少人数の団体・グループを対象に、手話に身近に触れて関心をもってもらえるミニ手話講座を開催します。
- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣 100 万円
手話を用いる聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
(委託先:福)富山県聴覚障害者協会)
- ・手話検定受験費用の一部助成 3 万円
本市における手話施策の担い手を養成することを目的に、市民が手話に関する資格を取得する際の費用の一部を助成します。
- ・【新】北信越ろうあ者体育大会への補助金 3 万円
平成30年6月に滑川市で開催される北信越ろうあ者体育大会の運営の費用の一部を助成します。

財源

国県支出金	362万円
市の負担額	155万円

障害者自立支援事務費

442 万円

(前年度:444万円)

(担当:福祉介護課社会福祉係)

障がい者福祉全般に関する事業を行います。

- ・障害支援区分の判定 106 万円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する際に必要となる「障害支援区分」の判定経費です。
- ・障害者相談員の設置 16 万円
地域において、障がい者からの各種の相談に対応する障害者相談員の委嘱や研修の実施経費です。
- ・「障がい者ハンドブック」の作成 14 万円
毎年、滑川市の障がい者福祉施策や事業の主な内容を一冊にまとめ、手帳の新規取得時などに配布します。
- ・児童発達支援センター「つくし学園」運営費共同負担金 51 万円
障がい児が通所して、集団生活に適應するための訓練などを行う施設の運営費の一部を負担します。
(施設設置者:魚津市)
- ・「高志わくわくクラブ」運営費共同負担金 33 万円
高志支援学校に通学する障がい児の放課後預かりを行う事業の運営費の一部を負担します。
- ・心身障害者扶養共済制度加入助成金 23 万円
富山県心身障害者扶養共済制度に加入する低所得世帯に対し、毎月の掛金の一部を助成します。
- ・事務費(郵便料、手数料、リース料など) 199 万円

財源

国県支出金	17万円
市の負担額	425万円

民生費

老人ホーム入所措置費 545 万円 (前年度:563万円)

(担当:福祉介護課 高齢福祉係)

家族等からの援助を受けることができない高齢者が老人ホームに入所した際に、老人ホームにお金を支払うものです。

- ・養護老人ホームへの支払い 545万円



財源

その他（入所者負担金）	117万円
市の負担額	428万円

生活支援ハウス運営事業費 1,537 万円 (前年度:1,570万円)

(担当:福祉介護課 高齢福祉係)

身の回りのことは自分でできるが、自宅での生活に不安のある高齢者が入居する施設である「生活支援ハウス」の運営をお願いしている法人にお金を支払うものです。

- ・ほたるの里への委託料 1,537万円



財源

市の負担額	1,537万円
-------	---------

シルバー人材センター運営費補助金 854 万円 (前年度:864万円)

(担当:福祉介護課 高齢福祉係)

働くことによる高齢者の生きがいづくりと、地域社会への貢献を目的とする組織であるシルバー人材センターの運営のために必要なお金を補助するものです。

- ・運営補助金 854 万円



財源

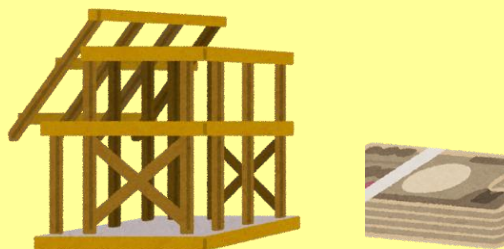
市の負担額	854万円
-------	-------

老人福祉施設借入金償還補助金 522 万円 (前年度:522万円)

(担当:福祉介護課 高齢福祉係)

老人福祉施設を運営する法人が建物を建設する際に借りたお金を返済するために必要なお金の一部を補助するものです。

- ・ほたるの里についての補助金 160万円
- ・かづみの里についての補助金 362万円



財源

市の負担額	522万円
-------	-------

【一部新】浜加積地区福祉センター管理運営費 **109 万円**

(前年度:345万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

浜加積地区福祉センターの管理運営を行います。

- ・浜加積地区福祉センター指定管理費 95万円
(浜加積地区福祉センター運営委員会へ指定管理)
光熱費、火災報知機や消火器の点検費用など
- ・【新】雨漏り修繕料 14万円



財源

市の負担額 109万円

【一部新】ゲートボール場管理運営費 **313 万円**

(前年度:304万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

ゲートボール場の管理運営を行います。

- ・市営ゲートボール場指定管理費 299万円
(文化・スポーツ振興財団へ指定管理)
光熱費、各種点検、草刈り代など
- ・【新】ゲートボール場クラブハウス
雨漏り修繕料 14万円



財源

その他(ゲートボール場使用料) 35万円
市の負担額 278万円

老人のための福祉のまち推進費 **1,528 万円**

(前年度:1,532万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

長寿のお祝いや、介護予防のため外出機会を提供します。

- ・百歳祝品贈呈(9人) 28万円
- ・米寿祝品贈呈(218人) 149万円
- ・老人福祉週間啓蒙看板設置 1万円
- ・福祉利用券 1,202万円
- ・介護予防拠点委託料 2万円
- ・「悠友サロン」、「シルバーデー」146万円



財源

市の負担額 1,528万円

シルバーメール事業費 **21 万円**

(前年度:19万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

ひとり暮らし高齢者の登録をしている方に、2か月に一度、郵便往復はがき(やまびこ郵便)を送付し、郵便配達員による声かけ、アンケート返信による状況確認を実施します。

- ・宛名シール等消耗品 1万円
- ・往復はがき印刷代 3万円
- ・往信、返信郵便代 17万円

※現在の登録者は約300人



財源

市の負担額 21万円

民生費

緊急通報装置等設置事業費 181 万円 (前年度:214万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

ひとり暮らし高齢者や障がい者、高齢者のみの世帯の方など、緊急時の対応に不安がある方に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報装置を設置します。

- ・受信用電話料金（消防署に設置） 3万円
- ・装置設置業者委託料 178万円

※現在の利用者は約30人



財源

その他（利用者負担金）	14万円
市の負担額	167万円



【一部新】高齢者生きがい事業費

947 万円
(前年度:696万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

高齢者が健康でいきいきと生活するため、各種スポーツや文化活動への参加促進を図ります。

- ・囲碁大会、将棋大会の開催 8万円
- ・ゲートボール大会の開催 6万円
- ・ねんりんピック出場者への激励費贈呈 26万円
- ・ゲートボール場整備 2万円
- ・陶芸教室の運営 38万円
- ・単位老人クラブへの補助金 383万円
- ・悠友クラブ滑川（旧滑川市老人クラブ連合会）への補助金 88万円
- ・友愛活動（老人クラブによる高齢者宅訪問等）に対する補助金 18万円
- ・いきいきふれ愛スポーツ大会の開催 13万円
- ・ニュースポーツの振興 10万円
- ・世代交流（握手の集い）の実施 35万円
- ・高齢者バス教室 10万円
- ・高齢者地域文化活動 20万円
- ・高齢者作品展の開催 8万円
- ・【拡】第31回全国健康福祉祭とやま大会開催経費 282万円



財源

国県支出金	231万円
市の負担額	716万円

高齢者日常生活支援サービス事業費

337 万円

(前年度: 415万円)

(担当: 福祉介護課高齢福祉係)

在宅で生活する高齢者の見守りを推進し、介護する方の負担軽減のため、各種サービスを実施します。

- ・高齢福祉推進員研修会 13万円
ひとり暮らし高齢者登録者の日頃の声かけ、見守りを行っていただく「高齢福祉推進員」に、高齢者の見守りについて知識を深めてもらい、民生委員やボランティアとの連携を図られるよう研修を行います。
- ・おむつ購入費の助成 40万円
要介護3以上の高齢者を在宅で介護している別居の家族の方に、介護用品の購入費用の一部を助成することにより、家族の経済的負担の軽減を図っています。
(同居の場合も同様の制度があります。)
- ・ミドルステイ 67万円
在宅で高齢者を介護している方が、病気などにより介護ができないとき、一時的に特別養護老人ホーム等に入所することができます。
- ・訪問理髪サービス 6万円
在宅の要介護4以上の高齢者宅を、理髪店が訪問し、理髪サービスを行います。
- ・寝具類等洗濯乾燥消毒サービス 26万円
在宅の要介護4以上の高齢者を対象に、希望者宅を巡回し、寝具の乾燥・丸洗いをを行います。
- ・福祉電話料 4万円
ひとり暮らし高齢者の緊急連絡等に利用するための電話を無料で貸与し、基本料金を補助します。
- ・在宅要介護高齢者福祉金 181万円
施設等に入所せず、在宅で介護を受けている要介護度4・5の高齢者を対象として月額5,000円を給付します。

財源

国県支出金	142万円
市の負担額	195万円

後期高齢者医療事業特別会計繰出金 4億9,978 万円

(前年度: 5億1,551万円)

(担当: 市民課医療保険係)

事務費分、医療給付費分、後期高齢者医療保険料を軽減した分を一般会計から後期高齢者医療事業特別会計へ支払います。

- ・事務費分 4,333万円
- ・医療給付費負担分 3億7,471万円
- ・保険基盤安定負担分 8,174万円



財源

国県支出金	6,131万円
市の負担額	4億3,847万円

介護保険事業特別会計繰出金 4億6,679万円

(前年度: 4億5,929万円)

(担当: 福祉介護課介護保険係)

介護保険事業特別会計へ繰出します。

- ・介護給付費に係る法定繰出金 3億5,026万円
- ・人件費繰出金 4,953万円
- ・事務費等に係る繰出金 3,264万円
- ・低所得者保険料軽減事業繰出金 269万円
- ・地域支援事業に係る繰出金 2,639万円
- ・介護サービス事業勘定に係る繰出金 528万円

財源

国県支出金	202万円
市の負担額	4億6,477万円

民生費

老人福祉事務費

26 万円

(前年度:26万円)

(担当:福祉介護課高齢福祉係)

老人福祉に必要な事務を行います。

- ・老人福祉事務費 3万円
- ・成年後見制度申立費用立替費 7万円
(1件分)
- ・のるマイカー乗継送迎タクシー料 16万円
のるマイカーのバス停から遠い東福寺町内の
高齢者のため、安田町内のバス停までの送迎
タクシーを設けます。(月3回)



財源

その他

7万円

市の負担額

19万円

国民年金事務費

70 万円

(前年度:42万円)

(担当: 市民課 市民係)

国民年金を受け取る方の相談や保険料の納付、
給付の手続きを行います。

- ・参考図書、事務用品代等 10万円
- ・郵便料 18万円
- ・コピー使用料 16万円
- ・システム改修委託料 26万円

財源

国県支出金

70万円

児童委員費

302 万円

(前年度:302万円)

(担当: 福祉介護課高齢福祉係)

児童委員と主任児童委員の活動を支えます。

- ・児童委員64人と主任児童委員10人の活動費
です。
 - 活動費(報償費) 290 万円
 - 活動助成金(主任児童委員分) 7 万円
 - 活動記録簿など消耗品等 5 万円

財源

国県支出金

252万円

市の負担額

50万円

チビッコ広場建設補助金

38 万円

(前年度:38万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

児童の健全な育成のため、広場に遊具を設置す
る町内会を支援します。

- ・新設分 33万円
新たに遊具を設置する町内会に対し、費用の一
部を補助します。
(補助率2/3 限度額33万円)
- ・修繕分 5万円
この補助で設置した遊具を修繕する町内会に対
し、費用の一部を補助します。
(補助率1/2 限度額5万円)



財源

市の負担額

38万円

育児支援推進事業費 10 万円

(前年度:10万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

「パパ出番ですよ! 事業」を通じて、父親の育児参加を促すため、父親と子どもを対象にした子育て支援の集いを等を実施した幼稚園・保育所・認定こども園に対し事業経費の一部を助成します。

主な経費	
講師謝礼	5万円
消耗品	5万円



財源

市の負担額	10万円
-------	------

ファミリー・サポート・センター運営費 30 万円

(前年度:30万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

仕事と育児を両立し安心して働き続けることができるよう育児をサポートします。育児の援助を行いたい人と、受けたい人を組織化し、相互援助活動を行います。

実施主体 市社会福祉協議会

主な経費	
・消耗品費	2 万円
・保険料	15 万円
・会議室使用料	4 万円
・利用料軽減補助金	6 万円

財源

国県支出金	20万円
市の負担額	10万円

児童相談等事業費 278 万円

(前年度:278万円)

(担当: 子ども課家庭福祉係)

児童の不登校や非行、いじめやひきこもり等の相談に応じる専門の家庭児童相談員を配置します。また、児童虐待防止のための会議を開催します。

- ・家庭児童相談室経費 274万円
- ・要保護児童対策地域協議会開催経費 4万円

財源

国県支出金	2万円
市の負担額	276万円

幼・保・小連携促進事業費 4 万円

(前年度: 4万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の関係者が連携を深め、子どもがスムーズに学校生活に入っていけるように相互理解を深めるための研修会を開催します。

主な経費	
講師謝礼	3万円
消耗品	1 万円



財源

市の負担額	4万円
-------	-----

民生費

子ども子育て会議開催費 9 万円 (前年度: 9万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況の点検・評価や、計画の推進に必要な事項の検討などを行うため、子ども・子育て会議を開催します。

主な経費

委員報酬	8万円
消耗品、切手代等	1万円



財源

市の負担額	9万円
-------	-----

安心子育て応援事業費 49 万円 (前年度: 49万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

安心して子育てできるように、子どもの成長に合わせた情報を提供する「子育て・孫育てポータルサイト・アプリ」を運用しています。

主な経費

保守業務委託料	49万円
---------	------



財源

市の負担額	49万円
-------	------

【新】保育所等施設整備補助金 1,266 万円 (前年度: - 円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

市内私立保育所及び認定こども園の施設整備に必要な経費の一部を助成します。

- ・認定こども園上小泉保育園園舎外壁等改修事業費補助金 476万円
※ 平成30年4月に認定こども園移行予定。
- ・滑川中央保育園園舎外壁等改修事業費補助金 640万円
- ・同朋認定こども園教室内エアコン設置事業費補助金 150万円

財源

国県支出金	744万円
市の負担額	522万円

【一部新】児童福祉事務費 637 万円 (前年度: 329万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

児童福祉に関する事務を行います。

- 保育料の計算や入退所の管理をするシステムの運用保守経費 200万円
- 【新】福祉医療費請求書電子化のためのシステム改修費、受給資格証更新費 214万円
- 【新】富山広域連携中枢都市圏連携事業
 - ・孫とおでかけ支援事業 150万円
圏域内の対象施設を、祖父母と孫(ひ孫)と一緒に訪れた場合の利用料・観覧料などを免除します。
〈市内対象施設〉 ほたるいかミュージアム 市立博物館
 - ・富山市まちなか総合ケアセンター病児保育事業 2万円
保育施設で急に体調不良となった子どもを、仕事等で迎えに行けない保護者の代わりにタクシーで迎えに行き、富山市まちなか総合ケアセンター病児保育室で保育看護します。タクシー代の1/4を助成します。
- その他事務費 71万円

財源

市の負担額	637万円
-------	-------

私立保育所等運営事業費 12億2,983 万円

(前年度:11億5,412万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

仕事等で自宅で保育できない0歳児から就学前までの児童の保育と満3歳から就学前の児童の幼児教育を行います。

- ・保育所委託費 6億671万円
市内私立保育所(6園)及び市外の保育所に入所している児童の保育に要する費用を保育所に支払います。
- ・認定こども園施設型給付費 6億2,312万円
市内認定こども園(6園)及び市外の認定こども園に入所している児童の保育・幼児教育に要する費用を認定こども園に支払います。
- ・第2子以降の保育料を無料にしています。
第2子 1億4,706万円
第3子以降 4,829万円

財源

国県支出金	6億3,128万円
その他(保育料)	6,719万円
市の負担額	5億3,136万円

私立保育所等育成事業費 536 万円

(前年度:591万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

私立保育所及び認定こども園の保育・教育活動の振興を図るため支援します。

- ・保育所運営費補助金 128万円
保育を担う市内私立保育所6園に対して、運営費の一部を補助します。
- ・保育所整備借入金償還補助金 179万円
私立保育所2園の施設整備に係る借入金の償還金を補助します。
- ・認定こども園運営費補助金 178万円
保育・教育を担う市内私立認定こども園6園に対して、運営費の一部を補助します。
- ・認定こども園整備借入金償還補助金 51万円
認定こども園2園の施設整備借入金の償還金を補助します。

財源

国県支出金	34万円
市の負担額	502万円

私立保育所等特別保育事業費 6,986 万円

(前年度:6,973万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

通常の保育に加えて、保育士や看護師を雇用して特別保育事業を実施している私立保育所等に対し助成します。

特別保育事業に対する補助

- ・延長保育事業 11園
- ・病児病後児保育事業 7園
児童が保育中に体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまで、看護師が対応します。
- ・地域子育て支援拠点事業 1園
- ・一時預かり事業 8園
- ・年度途中入所促進事業 8園
- ・すこやか保育推進事業 1園
- ・障害児保育事業 4園
- ・地域活動事業 12園
地域に関かれた保育所等を目指し、一緒に参加できる行事を行います。

財源

国県支出金	3,997万円
市の負担額	2,989万円

放課後児童対策事業費 4,439 万円

(前年度:4,151万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

昼間、保護者のいない家庭の児童に対して、放課後に適切な遊び場や生活の場を設けるため、市内全小学校区に児童育成クラブを設置し、児童の健全育成を図ります。

- ・放課後児童対策事業 4,413千円
放課後児童育成クラブに対する運営は各クラブの運営協議会に委託し、7小学校区10か所で実施します。
- ・生活・学習アドバイザー派遣事業 17万円
支援員の不安感の解消及び質の向上を図ります。
- ・巡回支援専門員派遣事業 9万円
障がいのある子どもの育成支援向上のために、発達障がい等に関する知識を有する専門員が巡回し、支援員等の相談体制の強化を図ります。

主な経費

- ・クラブ運営委託料 4,261万円
- ・NPO法人放課後クラブに
対する補助金 100万円
- ・生活・学習アドバイザー及び
巡回支援専門員賃金 26万円
- ・消耗品、切手代等 52万円

財源

国県支出金	2,872万円
市の負担額	1,567万円



民生費

地域子育て支援センター運営費 51 万円 (前年度:64万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供を行い、子育て家庭の育児を支援し、子どもの健やかな成長を促します。

主な経費

講師謝礼	6万円
消耗品、切手代等	42万円
修繕料	3万円



財源

国県支出金	34万円
市の負担額	17万円

児童手当支給費 5億2,890 万円 (前年度:5億3,959万円)

(担当: 子ども課家庭福祉係)

中学校3年修了前の子どもを対象児童として、児童の養育者に対して手当を支給します。

○児童手当支給事業 5億2,890万円

- ・3歳未満 一人当たり15,000円/月
- ・3歳以上～小学校修了前
第1子・第2子 一人当たり10,000円/月
第3子以降 一人当たり15,000円/月
- ・中学生 一人当たり10,000円/月

- ・受給者の所得が所得制限額以上である場合
一人当たり 5,000円/月

(所得制限額: 622万円)

※扶養親族等が0人のとき

扶養親族等がいる場合は、これに一人当たり38万円を加算します。

財源

国県支出金	4億4,811万円
市の負担額	8,079万円

子ども・妊産婦医療給付費 1億942 万円 (前年度:1億1,125万円)

(担当: 子ども課家庭福祉係)

中学校3年修了前の児童及び妊産婦（妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹病した者）を対象として、医療費の本人負担分を助成します。

○子ども・妊産婦医療給付事業 1億942万円

- ・0歳児、妊産婦の入院・通院医療費
- ・1歳から未就学児までの入院医療費
- ・1歳から3歳児までの通院医療費

以上は、県補助金の対象となります。

これ以外の場合は、市の単独補助です。

また、県の補助対象は被保険者の所得が、所得制限額を超えない場合に限られますが、市単独補助は所得制限を設けていません。

(所得制限額は、児童手当に準拠しています)

- ・【拡】1歳以降の子ども医療費助成について、平成30年4月から、福祉医療費請求書（ピンクの紙）が、富山市及び中新川郡内の医療機関でも使えるようになります。

財源

国県支出金	1,357万円
その他（高額療養費）	573万円
市の負担額	9,012万円

養育医療給付費 153 万円 (前年度: 151万円)

(担当: 子ども課家庭福祉係)

養育のため病院・診療所への入院が必要な未熟児に対して、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その医療費を公費により負担します。

- ・養育医療給付費 153万円

- ・養育が必要な乳児の定義
次のいずれかに該当するもの

○出生時体重が2000g未満である

○特定の諸症状を示し、入院が必要と判断される

- ・養育医療については、その児童の扶養義務者から負担能力に応じて、かかった費用の一部を徴収することができるとされていますが、市では全額公費負担とします。

財源

国県支出金	88万円
市の負担額	65万円

子どもインフルエンザ予防接種 助成事業費 983 万円
(前年度:1,017万円)

(担当: 子ども課家庭福祉係)

満1歳から中学3年生までの児童を対象として、インフルエンザワクチン接種費用の一部を助成し、子どもの健康増進及び子育て世帯の負担軽減を図ります。

・対象児童数 約4,200人
(13歳未満 3,250人、13歳以上 950人)

・助成額 2,000円/回
13歳未満 2回
13歳以上 1回



財源

市の負担額 983万円

とやまっ子子育て支援サービス 普及促進事業費 413 万円
(前年度:422万円)

(担当: 子ども課家庭福祉係)

保育サービスや子どもの予防接種、読み聞かせ絵本の購入などに利用できる子育て応援券を配布します。(県補助10/10)

・第1子・第2子 10,000円/人
・第3子以降 30,000円/人

・利用対象サービス

一時保育
障害児向け福祉サービス
幼稚園での一時預かり
読み聞かせ絵本の購入
産前産後の家事サービス
病児保育

任意の予防接種(インフルエンザ、おたふく風邪)
乳児健康診査
母乳相談
母乳マッサージ
乳児の沐浴指導
フッ素塗布

財源

国県支出金 413万円

子育てサポーター配置事業費 30 万円
(前年度:30万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

子どもの健やかな育ちを促進するため、子育てサポーターを配置して保育所(園)や子育て支援センター等を巡回し、相談業務を行い、子育て不安の緩和を図ります。

主な経費
賃金 29万円
消耗品、保険料 1万円



財源

市の負担額 30万円

母子等福祉対策事業費 292 万円
(前年度:295万円)

(担当: 子ども課家庭福祉係)

ひとり親家庭が安心して暮らすための相談や、ひとり親家庭の親の就業相談等に応じるため、母子父子自立支援員を配置します。また、市母子寡婦福祉会へ活動費を一部助成します。

・母子父子自立支援員経費 250万円

・市母子寡婦福祉会活動助成金 6万円

・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 36万円
ひとり親家庭の子どもに学習や生活習慣の習得の支援を行います。



財源

国県支出金 29万円
市の負担額 263万円

民生費

ひとり親家庭等緊急生活資金貸付金 200 万円 (前年度:200万円)

(担当:子ども課家庭福祉係)

ひとり親家庭へ緊急生活資金の貸付を行い、経済的に不安定なひとり親家庭の生活の安定を図ります。

貸付先:滑川市母子寡婦福祉会

貸付要件:ひとり10万円まで

貸付期間:6ヶ月

財源

その他(諸収入)

200万円

児童扶養手当支給費 8,130 万円 (前年度:8,409万円)

(担当:子ども課家庭福祉係)

ひとり親家庭等において、児童を養育している父又は母若しくは養育者に対して支給します。ただし、受給者本人及び扶養義務者の所得に応じて手当額の一部や全部が支給停止になることがあります。

支給対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者

支給対象者

支給対象児童を監護する母

支給対象児童を監護し、かつ、生計を同じくする父

支給対象児童を養育する養育者

(同居、生計同一、監護が条件)

手当額(月額)

全部支給 42,500円

一部支給停止 10,030円~42,490円

2人目加算 5,020円~10,040円

3人目以降加算 3,010円~6,020円

財源

国県支出金

2,707万円

市の負担額

5,423万円

ひとり親家庭等医療給付費 1,603 万円 (前年度:1,660万円)

(担当:子ども課家庭福祉係)

両親のいない家庭の児童とその養育者、及び母子・父子家庭の児童と母・父に医療費の自己負担分を助成します。(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

対象者

母子家庭の児童と母

父子家庭の児童と父

両親のいない家庭の児童とその養育者

児童扶養手当の所得制限に準じ、所得限度額を超えると非該当となります。ただし、入院医療費に関しては所得制限を撤廃しています。(平成22年10月から)

財源

国県支出金

744万円

その他(高額療養費)

150万円

市の負担額

709万円

母(父)子家庭自立支援給付金 140 万円 (前年度:140万円)

(担当:子ども課家庭福祉係)

母(父)子家庭の母(父)の就業をより効果的に促進するため給付金を支給します。

・自立支援教育訓練給付金 20万円

市が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講料の60%を支給します。

支給上限額 20万円

・高等職業訓練促進給付金 120万円

看護師、介護福祉士等の資格取得のために、1年以上養成機関で修業する場合に生活費の支援として支給します。

支給期間の上限 36月

支給額(月額) 10万円(非課税世帯)

7.5万円(課税世帯)

財源

国県支出金

105万円

市の負担額

35万円

遺児福祉年金

46 万円
(前年度:43万円)

(担当:子ども課家庭福祉係)

市内居住の義務教育修了までの児童で、死別により両親または片親の保護に欠ける児童に年金を支給します。

両親の保護に欠ける児童 年額3万円
片親の保護に欠ける児童 年額1.5万円

財源

市の負担額

46万円

遺児激励費

27 万円
(前年度:29万円)

(担当:子ども課家庭福祉係)

ひとり親家庭又は両親のいない家庭の中学生以下の児童を対象にしたクリスマス会の開催と、中学校卒業時のお祝い贈呈を行います。

- ・クリスマス会 21万円
クリスマス会に参加した世帯へクリスマスケーキと、参加児童にお菓子をプレゼントします。(市母子寡婦福祉会共催)
- ・中学卒業生記念品贈呈 6万円
図書カード(2,000円)



財源

市の負担額

27万円

市立保育所運営費

7,328 万円
(前年度:6,530万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

仕事等で自宅で保育できない0歳児から就学前までの児童の保育を行います。

- ・市立あずま保育所・坪川保育所の2園を運営しています。

主な経費	
人件費	4,923万円
水道光熱費	484万円
給食材料費	1,060万円

- ・第2子以降の保育料を無料にしています。
第2子 889万円
第3子以降 475万円

財源

国県支出金	140万円
その他(保育料等)	1,725万円
市の負担額	5,463万円

児童館管理運営費

1,284 万円
(前年度:1,284万円)

(担当: 子ども課児童福祉係)

市有林である杉をふんだんに使用した温かみのある空間で、子どもたちや保護者及び地域住民が「元気になれる場」として、様々な事業の充実を図ります。

- ・児童館の運営や事業に必要な費用です。

主な経費	
アルバイト等賃金	869万円
講師謝礼	12万円
消耗品、光熱水費等	225万円
電話・切手代等	22万円
委託料(清掃・警備等)	156万円



財源

市の負担額

1,284万円

民生費

【一部新】生活保護事務費 516 万円 (前年度:335万円)

(担当: 福祉介護課社会福祉係)

生活保護に関する事務を行います。

- ・被保護者就労支援事業 108 万円
就労による被保護者の早期の自立を目指し、専門職員が被保護者の就職活動を支援します。
- ・生活保護嘱託医手当 28 万円
生活保護者への医療扶助に係る助言・指導をお願いしている医師への手当です。
- ・【新】業務システムの維持管理 318 万円
生活保護業務の実施に必要な各種の電算システムについての使用料や保守費用などです。
- ・その他事務費 62 万円

財源

国県支出金	90万円
市の負担額	426万円

生活保護費 1億2,223 万円 (前年度:1億3,095万円)

(担当: 福祉介護課社会福祉係)

生活保護を受ける方の各種扶助を行います。

- ・生活扶助 2,478 万円
生活費を支援します。
- ・住宅扶助 691 万円
住居確保のための家賃や修繕費用を支援します。
- ・教育扶助 21 万円
小・中学校の就学に必要な費用を支援します。
- ・介護扶助 720 万円
介護保険サービスの利用に必要な費用を支援します。
- ・医療扶助 6,030 万円
医療費を支援します。
- ・施設事務費 2,219 万円
救護施設の事務費を負担します。
- ・その他 64 万円

財源

国県支出金	9,224万円
市の負担額	2,999万円

